

令和4年 第6回農業委員会議事録

令和4年6月24日午前10時00分に第6回農業委員会を市役所大会議室に招集した。

1. 招集した委員は次のとおりである。

1 番 星 川 敬 夫	2 番 柳 橋 澄 子	3 番 小 関 金 也
4 番 大 崎 清 孝	5 番 高 橋 央	6 番 石 川 富 士 太 郎
7 番 笹 原 哲	8 番 小 松 栄 作	9 番 鈴 木 勲
10 番 沼 澤 克 己	11 番 西 塚 孝 也	12 番 鈴 木 藤 光
13 番 伊 勢 村 孝 之	14 番 齋 藤 吉 勝	15 番 後 藤 一 彦
16 番 星 川 礼 子	17 番 西 塚 喜 行	18 番 本 間 俊 悦
19 番 武 田 春 信		

遅刻、欠席した委員は次のとおりである。

《通告遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《無断遅刻》

番 () 番 () 番 () 番 ()

《通告欠席》

8 番 (小松 栄作) 17 番 (西塚 喜行) 番 () 番 ()

《無断欠席》

番 () 番 () 番 () 番 ()

本会議の書記は、次のとおりである。

事務局長	岸 栄樹	事務局長補佐	田中 誠
事務局係長	渡辺 美由紀	事務局主事	菅野 幹太

2. 本会議の会議件数は次のとおりである。

- 報第 8号 農地法第18条の規定による解約通知について
- 報第 9号 農地法第4条第1項第9号該当確認願について
- 報第10号 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
- 議第16号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第17号 尾花沢市農用地利用集積計画について

令和4年 第6回農業委員会議事録

尾花沢市農業委員会令和4年第6回通常総会を6月24日（金）市役所大会議室において午前10時00分より開会した。

（事務局 岸局長）

一同ご起立をお願いいたします。一同、礼。星川敬夫会長職務代理者に合わせて「農業委員会憲章」の朗読をお願いいたします。

（朗 読）

（事務局 岸局長）

ご着席願います。8番 小松栄作委員、17番 西塚喜行委員より欠席する旨連絡がございました。開会に先立ち申し上げます。只今の出席委員は17名であります。よって農業委員会等に関する法律第21条第3項に規定する定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

次に、会長よりご挨拶をお願いいたします。

（鈴木会長）

皆さん今日は総会に出席していただきありがとうございます。6月に入ってから寒暖差も非常に激しくて、農作物の管理について昼夜の気温に非常に苦労させられていると思いますけれども、農作業の際には自分の体を十分に管理して、調子を崩さないようお願いいたしまして挨拶に代えさせていただきます。

（事務局 岸局長）

ありがとうございました。次に議長であります、尾花沢市農業委員会会議規則第5条の規定により会長が議長になると定められておりますので、会長よろしく申し上げます。

（議 長）

只今より令和4年第6回尾花沢市農業委員会通常総会を開会いたします。出席委員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議は、皆様のお手元に配布しております、総会日程次第によって進めます。

まず、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、会議規則第16条第2項の規定により、19番 武田春信委員 1番 星川敬夫委員 以上の2名を指名いたします。

次に農業委員会事務処理報告であります。この際、事務局長をして報告いたさせます。事務局長。

(事務局 岸局長)

命により、農業委員会事務処理報告をさせていただきます。次第書裏面をご覧ください。

(以下、各概要について別紙農業委員会事務処理報告書に基づき報告する。)

(議長)

只今の事務処理報告について、ご質問ありませんか。

(質疑なしの声あり)

(議長)

ご質問もないものと認め、事務処理報告については、以上といたします。それでは議事に入ります。

まず、はじめに、報第8号「農地法第18条第6項の規定による解約通知について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

それでは、農地法第18条第6項の規定による解約通知についてご報告いたします。議案書は1頁になります。案件は6件であり、貸人、借人、両者による合意解約です。全て相対契約の解約です。

解約後の利用予定ですがNo.1から4が未定です。No.5は自作予定です。No.6は別人へ貸借予定です。

申請地、申請人については資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より報告がありましたが、この際、皆様に申し上げます。尾花沢市農業委員会会議規則第10条により、発言する場合は議長の許可を受け、その場合、議席番号及び委員名を申し上げるようお願いいたします。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。これより報第9号を採決いたします。本案を報告のとおり承認する事に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。

次に、報第9号「農地法第4条第1項第9号該当確認願について」上程いたします。現地調査第6班主任、小関金也委員の報告・説明を求めます。

(3番 小関金也委員 報告・説明)

(議長)

只今、報告・説明がありました。ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いようでありますので、終結いたします。

これより報第9号を採決いたします。本案を報告のとおり承認する事に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。

次に、報第10号「令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を上程いたします。事務局の報告を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

田中事務局長補佐。

(事務局 田中局長補佐)

それでは、私より報第10号「令和3年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価について」をご報告申し上げます。

議案書の7頁をご覧ください。報告様式が縦になっておりますので、議案書を縦にしてご覧ください。I 農業委員会の状況でございます。令和4年4月1日現在と表記されておりますが、一つ目の農業の概要につきましては記載されている面積、農家数等の主だった数字につきましては、2020年の農林業センサスより記載しています。2段目の枠の右側、認定農業者につきましては市内230経営数でございます。その下段になりますが、農業委員の体制につきましては、新制度に基づくものとして、記載しています。

頁をめくりまして、8頁をご覧ください。Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化であります。一つ目の現状及び課題の表中右側、集積率について、令和3年4月の数字を記載しております。71.61%となっております。二つ目、令和3年度の目標及び実績をご覧くださいますと、左側集積目標200haに対し集積実績が261.6haと目標を達成しております。一つ飛ばして、四つ目の目標及び活動に対する評価を記載しておりますが、実績につきましては制度理解が進んでおり、農業委員、農地利用最適化推進委員の活動の成果が表れているものと評価しております。

それでは9頁をご覧ください。Ⅲ新たに農業経営を営もうとする者の参入促進についてであります。農地の権利移動を伴う参入としまして、目標2経営体に対し4経営体ということで目標を達成しているところです。2年度に続きコロナ禍の影響により思うような活動はできませんでしたが、農林課の新規就農担当では様々な情報提供を行い、都市部からの就農希望者の獲得を進めているところでございます。

それでは10頁をご覧ください。Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価となっております。尾花沢市の遊休農地につきましては、一つ目の現状及び課題に記載されておりますが、14.3haとなっております。中山間地域の本市は、農業者の高齢化、後継者不足、有害鳥獣被害等により耕作放棄地が増加しております。令和3年度におきまして解消目標面積2haに対しまして1.67haの解消となったところです。農業委員の活動としては、農地転用等に伴う現地調査と併せて実施いたしております。また、8月には農地利用最適化推進委員と一緒に農地パトロールを実施しております。解消を進める上で、情報収集を行いながら農地パトロールを実施できればと考えております。その農地パトロールに関連して、次の11頁をご覧ください。Ⅴ違反転用への適正な対応となっております。現在、管内においての違反転用は0haとなっております。農地パトロールの実施や農地法及び農振法の周知徹底、広報誌等の発行したことの結果が表れたものと思われま。

続きまして12頁をご覧ください。Ⅵ農地法等によりその権限に属された事務に関する点検でございます。いわゆる総会においての許可事務であります。農地法第3条に基づく許可数は127件、また下段になりますが転用に関する許可数は18件であります。以下報告につきましては、14頁までありますけれども、記載のとおりです。

以上報告を終わります。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより報第10号を採決いたします。本案を報告のとおり承認する事に賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議長)

賛成多数と認めます。よって、本案は、原案のとおり、承認することに決しました。

次に議第20号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議長)

渡辺係長。

(事務局 渡辺係長)

農地法第3条の規定による許可申請は15頁から16頁になります。

所有権移転についてご説明いたします。案件は6件です。No.1からNo.4の渡人は市外転出しており農業を廃止するためのものです。No.5は労力不足のため、No.6は耕作不便のためのものです。受人はNo.1からNo.6まで経営規模拡大のための所有権移転です。No.1からNo.6は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

次に賃貸借権の設定についてご説明します。案件は3件です。No.1の渡人は労力不足のため、No.2は農業を廃止するため、No.3は受人側の要望のためです。受人側は、全て経営

規模拡大のための設定です。No. 1 からNo. 3 は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

つづいて、使用貸借権の設定についてご説明いたします。17 頁をご覧ください。案件は 1 件です。No. 1 の貸人は経営移譲年金受給のため、借人は設定を受けての貸借です。No. 1 は、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると判断いたしました。

以上、説明を終わります、慎重なる審議を宜しくお願いします。

(議 長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第 20 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

次に、議第 25 号「尾花沢市農用地利用集積計画について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。

(事務局 挙手)

(議 長)

菅野主事。

(事務局 菅野主事)

それでは、議第17号「尾花沢市農用地利用集積計画について」説明いたします。議案書18頁の農用地利用集積計画の総括表をご覧ください。上段の表からになります。今回申請のありました計画面積は、賃貸借設定が126a、うち再設定が63a、使用貸借設定は62a、うち再設定が62a、所有権移転は189aとなります。申請地は、すべて農振農用地区域です。計画面積合計は378aとなります。

隣に移りまして対象の土地になります。賃貸借設定は、田が126a、うち再設定が63a、使用貸借設定は、田が62a、うち再設定が62a、所有権移転は、畑が189a、合計しますと田が189a、畑が189aです。

続いて、対象人数になります。賃貸借設定は、出し手5名、受け手5名。うち再設定は、出し手3名、受け手3名。使用貸借設定は、出し手1名、受け手1名。うち再設定は、出し手1名、受け手1名。所有権移転は、出し手2名、受け手2名。合計しまして、出し手が8名、受け手が8名です。

それでは次に、下段に移りまして期間別内訳になります。賃貸借設定は、3～5年が2件で108a、6～9年が1件で46a、10年以上が2件で35aです。使用貸借設定は、3～5年が1件で62aです。

次に隣に移りまして、10a当たり借賃・対価です。賃貸借設定は、田の借賃が4千円から1万3千円。物納が60kgから114kgです。所有権移転は、畑が1万円～4万円です。

次に頁移りまして、個別状況です。44頁は利用権設定でNo. 3のみ使用貸借です。所有権移転は20頁で、2件です。

ただ今説明しました計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。慎重審議よろしくお願いいたします。

(議長)

只今、事務局より説明がありましたが、ご質疑ありませんか。

(なしの声あり)

(議 長)

質疑も無いもないようでありますので、終結いたします。

これより議第17号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(議 長)

賛成多数であります。よって、本案は、原案のとおり決しました。

以上で、今総会に付議されました議案の審議については、全部終了いたしました。慎重なる審議、誠にありがとうございました。

これをもって、令和4年第6回尾花沢市農業委員会通常総会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

午前10時27分 以上で本日の総会が終了したことを告げ閉会を宣した。

議長は、本会議の顛末を記述して議事録を作成する。

令和4年6月24日

尾花沢市農業委員会

議 長 _____

上記は本会議の顛末を記述したことに相違ないことを認めここに署名する。

議事録署名員 _____

議事録署名員
